

木材利用に関する設計業務特記仕様書

本県では、「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」により、県産木材の利用を推進しており、土木資材等としての県産木材の活用を目的として、本特記仕様書により利用促進を図るものである。

1. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合は、現場条件、景観特性、維持管理、経済性等を踏まえた上で、木材（現地発生材を含む）を積極的に活用するための検討を行うものとする。
2. 受注者は、詳細設計における工法または材料等の選定においては、現場条件、景観特性、維持管理、経済性等を踏まえた上で、木材（現地発生材を含む）を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法または材料等を決定した後に設計を行うものとする。